資料3

「医療・介護の連携」に関する取組の強化について

2040 年に向けた新たな地域医療構想の策定と併せて、7 月に国から示されたガイドライン等を踏まえ、慢性期の医療需要について、地域の限られた資源を組み合わせながら、どのような場面でどの関係者がどの役割を担うかを整理することを通じて、「医療・介護の連携」に関する取組の強化を行います。

1. 内容

1）現状把握

圏域内の医療・介護資源となる各機関に対してヒアリングを実施するとともに、定量的データの分析を行い、地域の現状や課題を把握します。

2）ユニット設定

医療・介護連携の実施主体は市町村ですが、機関・事業所の利用状況が複数市町をまたぐことなどから、市町単位での設定が困難な場合も多く想定されますので、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」である福祉保健所において、広域調整をしながら、「構想区域よりも狭い単位」（以下：ユニット）を設定し、具体的な検討を行います。

2. スケジュール

1）ヒアリングの実施

（令和 8 年 9 月～令和 9 年 1 月、引き続き次年度への延長あり）

① 市町担当課室、地域包括支援センター
② 在宅医療を実施している医療機関、高齢者救急を受け入れている医療機関
③ 訪問看護ステーション（上記②で見なし訪看を行っている医療機関を含む）
④ 居宅介護支援事業所

①については全数を、②～④については一部の機関・事業所を対象とします。

2）ユニットの設定

地域の市町村、医療・介護関係機関を集め、ヒアリングおよび定量的データの分析結果をもとに、地域課題の共有や対応方針を議論し、医療・介護連携を検討する「ユニット」を設定します。

3）令和 9 年度の取組

ユニット単位での会議を開催し、取組の進捗管理や対応方針の検討を行うとともに、圏域単位での会議を実施します。ユニット会議の結果を踏まえた圏域全体の進捗管理や課題共有、取組方針の検討等を実施します。

附）ユニット単位での会議では、在宅医療、在宅医療介護連携にあわせて、外来医療体制や高齢者救急についても協議を進めたいと考えております。